

鉄鋼スラグに関する連絡会議（仮称） 規約（案）

（名 称）

第 1 条 本会議は、「鉄鋼スラグに関する連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 連絡会議は、大同特殊鋼(株) 渋川工場から出荷された鉄鋼スラグに関して、国、県及び関係市町村の各公共工事事業者が、相互に情報共有等を図り、連携した対応等を行うことを目的とする。

（会議事項）

第 3 条 連絡会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について連絡調整する。

- （1）鉄鋼スラグについての情報共有に関すること。
- （2）鉄鋼スラグの使用工事箇所の調査に関すること。
- （3）鉄鋼スラグの処理及び対応に関すること。
- （4）その他、必要と認められる事項。

（組 織）

第 4 条 連絡会議は、第 2 条の目的を達成するため、群馬県、渋川市及び国土交通省関東地方整備局の各公共工事事業者で組織する。また、新たに参加を求める公共工事事業者があった場合は、本連絡会議の承認を得て構成員となることができる。

2. 連絡会議の構成は「別紙－1」のとおりとする。

（事務局）

第 5 条 連絡会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を群馬県県土整備部建設企画課に置く。

（規約の改正）

第 6 条 本規約の改正等は、本連絡会議の審議・承認を得て行うことができる。

（情報の公開）

第 7 条 会議資料の公開にあたっては、個人情報や企業経営に影響のある事項等の記載がある場合、一部非公開とする。

（その他）

第 8 条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成 26 年 月 日から施行する。